

上三川町庁舎及び出先機関光回線更新事業

<公募型プロポーザル仕様書>

令和4年5月

上三川町企画課情報広報係

## 1 概要

上三川町では、上三川町庁舎及び出先機関 12 箇所（中央公民館、給食センター、小中学校 10 校）を LGWAN 接続系、インターネット接続系、校務系により接続する光回線を構築し運用している。これらの環境において、GIGA スクールやデジタル化により職員が行う業務の通信量が増大しており、回線帯域（通信速度）の見直しが必要であることから、光回線の整備・構築を実施する。

## 2 業務内容

本業務にて要求する要件を以下に示す。また、本仕様を実現するに当たって現地調査、設計、スイッチ機器構築業者など関係業者との調整、機器導入、設置及び設定等の作業は本業務にて行うこと。

### (1) 光回線の提供範囲と接続拠点

本調達で必要とする光回線の提供範囲と接続拠点については、別紙 1「光回線提供範囲及び接続拠点一覧」のとおりとする。

### (2) 業務内容

#### ア 拠点間接続光回線の提供

別紙 1「光回線提供範囲及び接続拠点一覧」に記載の拠点間を接続する、光回線を提供すること。

#### イ 光回線終端装置の設置

光回線の終端装置は、本町と協議の上、指定の場所に設置すること。

終端装置までの配線を敷設するにあたり、既存配管、経路が利用できない場合は、本町と協議の上、配管を追加するなど適切な方法にて実施すること。また、貫通工事を要する場合も同様に、適切な防火処置など実施すること。

#### ウ 接続確認の実施

接続に際しては本町係員又はスイッチ機器の構築業者と立会い又は打合せのうえ、接続確認を行うこと。

#### エ 運用・保守サービスの提供

光回線を利用する情報システムの安定稼働のために確実な運用及び保守体制を確保し、各種対応を行うこと。

機器の故障や災害その他の理由により、通信障害を検知又は本町係員より報告を受けた場合は、速やかに原因究明、調査、復旧及び確認作業を行うこと。

### 3 実施期間及び回線提供開始

実施期間：契約締結の日から令和4年12月31日まで

回線提供開始日：契約締結時、本町企画課と協議の上、提供開始日を決定する。

### 4 通信回線要件

ア 光ファイバーを用いたL2専用回線とする。

イ 上三川町庁舎の回線帯域は1Gbps、出先機関の回線帯域は100Mbpsの帯域保証型又はそれに準ずるものとし、ベストエフォート型回線及び公衆網を介したVPN接続は不可とする。

ウ 回線終端装置は通信事業者にてリモートで死活監視を行うこと。

エ 回線帯域は、今後増速可能な回線とすること。

### 5 業務遂行に関する要件

#### (1) 事業提供体制に関する要件

ア 本業務遂行に当たり、受託者は本業務を確実に履行できる体制を設けること。

イ 事業提供体制図を提出すること。

ウ 外部組織、協力会社等が存在する場合は、関係、役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統を明確にすること。

エ 本業務を遂行するために責任者を1名割り当てること。

オ 業務担当者を配置すること。その際は担当者の情報（役割、プロフィール、スキル及び経験）を明確にすること。

カ 本業務における組織の管理方法及び内部のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ町と合意すること。

#### (2) 機密保持に関する要件

ア 受託者は、本業務の履行に関して町から取得した資料を含め、契約上知り得た情報を本業務以外で使用しないこと。また、第三者に開示・提供しないこと。

イ 受託者は、町の許可なしに関係資料や情報の持出し、複写及び複製をしないこと。

ウ 受託者は、関係資料や情報の盗難、毀損及び汚損が生じた場合、又は漏洩や紛失等の事故が発生した場合は直ちに町へ報告すること。

エ 町が提供する情報及び資料については、原則として貸与とする。本業務完了後、又は町から返還が指示された場合は、直ちに返還等の対応を行うものとする。

### 6 その他

(1) 本調達範囲における全ての費用を計上するものとし、追加費用の請求は認めない。

(2) 既存のシステムやネットワークに係る諸情報については、契約後に受託者へ提供する。

(3) 本仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本町と受託者の協議によりその解決を図るものとする。